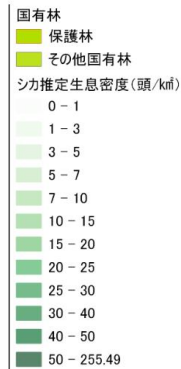
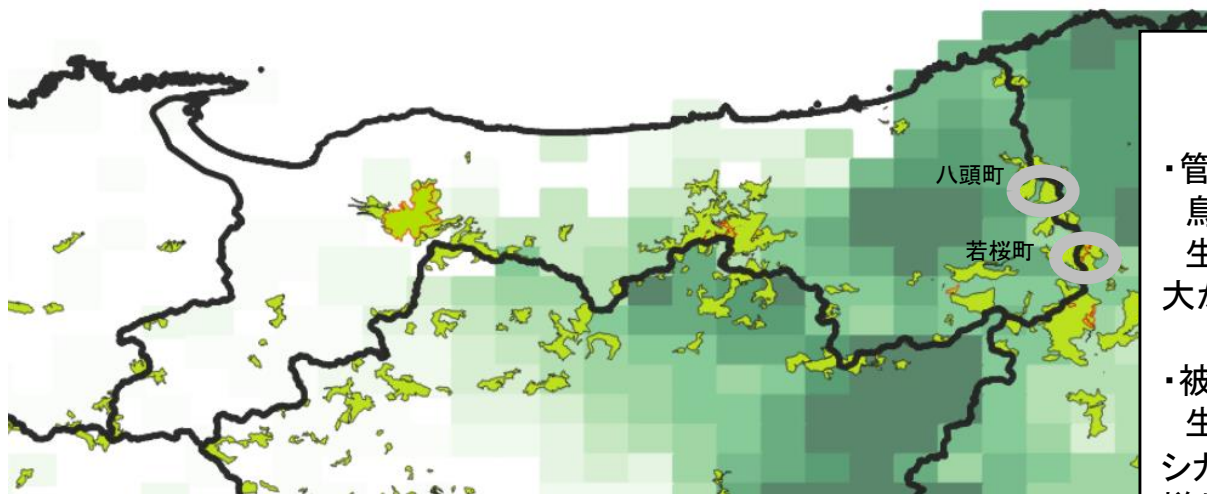


シカ密度分布図

鳥取森林管理署

管内の状況(R6年6月時点)



出典
ニホンジカ密度分布図(環境省、2015)をもとに近畿中国森林管理局作成
環境省HP:「改正鳥獣法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に向けた全国のニホンジカの密度分布図の作成について(お知らせ)」
URL: <http://www.env.go.jp/press/101522.html>

・管内の状況(推計生息数、生息密度、被害状況、捕獲状況等)

鳥取県のシカ生息数: 令和4年度 49;344頭(中央値)
生息密度: 県東部90%、中西部10%となっており、中西部への拡大が認められる。

・被害状況

生息密度が高い県東部(特に千代川以東)に集中している。
シカ増加の影響で下草の食害が増え、それに伴い林道への落石も増えている。

シカとは別に、小動物(イタチやアライグマ等)も増え農作物への食害も増えている。

・取組状況

鳥取県では近年、シカ食害に対する耐性が比較的高いカラマツの植栽が増加している。

・成果

若桜町協議会等と連携して「ついで見回り・通報」を開始。
生息の拡大が懸念される大山周辺については、目撃情報やセンサーカメラによる調査結果を中国四国地方環境事務所と共有している。

協定

協定相手方	締結時期	開始年度	協定期間	更新の有無	更新期間	協定の主な内容	捕獲実績
若桜町鳥獣害対策協議会	R4.3.8	H29	R4.4.1～ R5.3.31（最長 R9.3.31）	有	R8年度まで 自動更新	捕獲場所の提供、ワナ等貸出 林道ゲートの鍵の貸与	有
八頭町鳥獣被害対策協議会	R3.7.19	R1	R3.7.19～ R4.3.31（最長 R8.3.31）	有	R7年度まで 自動更新	捕獲場所の提供、ワナ等貸出 林道ゲートの鍵の貸与	有

協議会

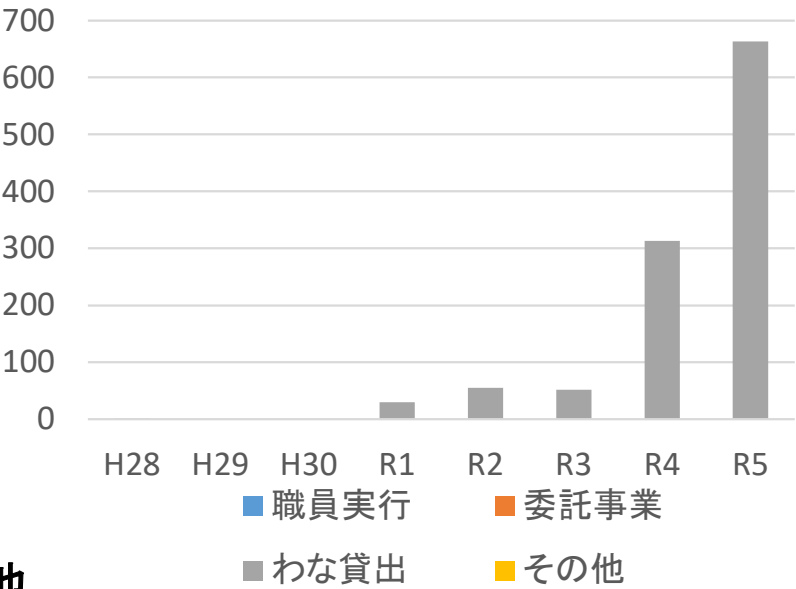
参画協議会等の名称	主な構成機関	協議会等の主催者（中心）
八頭町鳥獣被害対策協議会	八頭町、農事実行組合、鳥取いなば農業共同組合、八頭町猟友会	八頭町
若桜町鳥獣害対策協議会	若桜町、鳥取いなば農業協同組合、鳥取県農業共済組合東部支所、若桜町猟友会 八頭中央森林組合若桜事業所、地域代表、農業委員会、食肉処理業者、鳥取森林 管理署	若桜町

MEMO

- ・ついで見回りの継続実施
- ・大山周辺について、目撃情報の共有など環境事務所との連携。

捕獲頭数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員実行								
委託事業								
わな貸出	1	0	0	30	55	52	313	663
その他								
計（イノシシ）	1	0	0	30	55	52	313	663



委託事業

		R2	R3	R4	R5
—	目標（捕獲頭数）	—	—	—	—

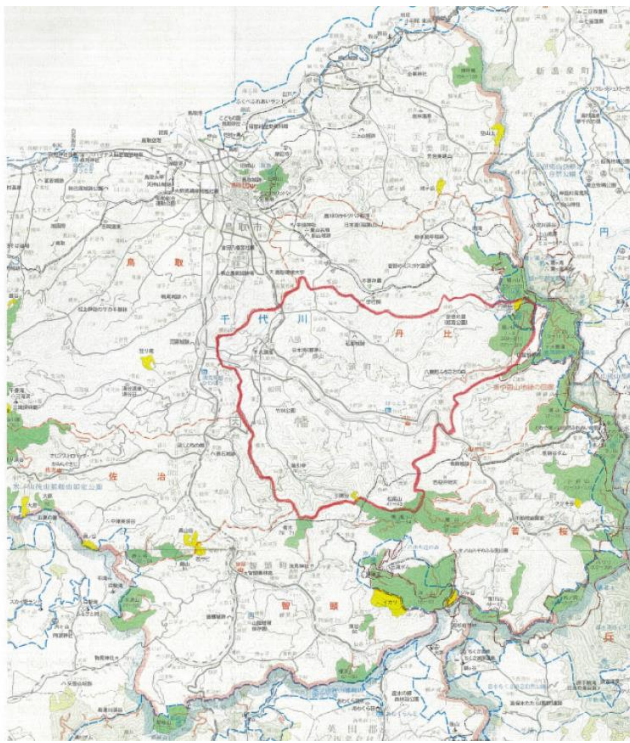
協定

目標頭数	R1	R2	R3	R4	R5
八頭町協議会	30	55	52	35	247
若桜町協議会	—	—	—	278	386

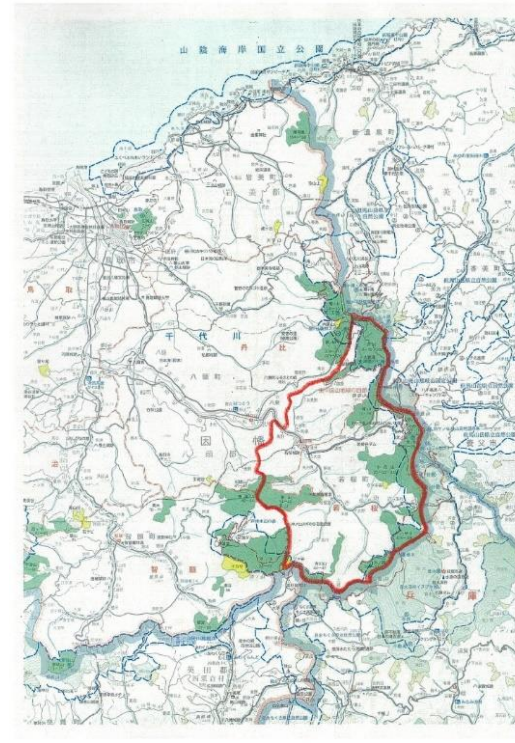
その他

・R4年度 若桜町協議会、林道事業者と「ついで見回り」の取組を開始
「ついで見回り」による捕獲実績R4年度55頭、R5年度302頭

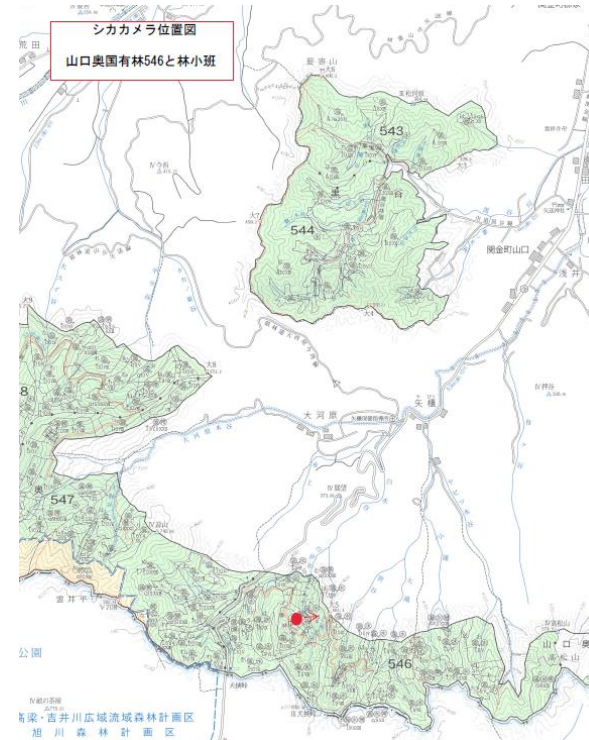
八頭町協定



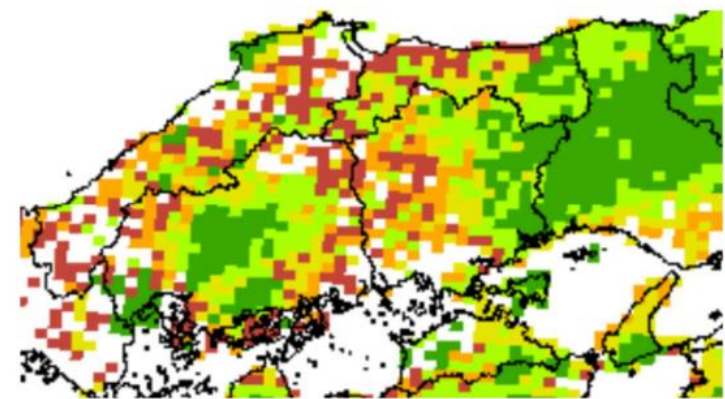
若桜町協定



大山周辺の センサーカメラ設置箇所



第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)



- ニホンジカ分布域
- 1978年度調査で生息を確認
 - 2003年度調査で新たに生息を確認
 - 2011年度調査で新たに生息を確認
 - 2014年度調査で新たに生息を確認
 - 2020年度調査で新たに生息を確認

図 6 中国地域におけるニホンジカの分布

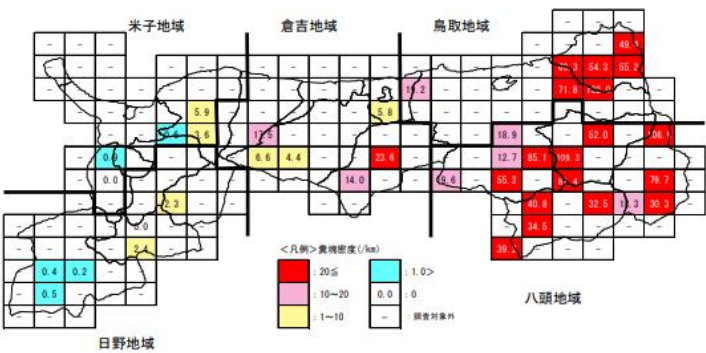


図 7-2 メッシュ別糞塊密度調査結果 (令和元年度)

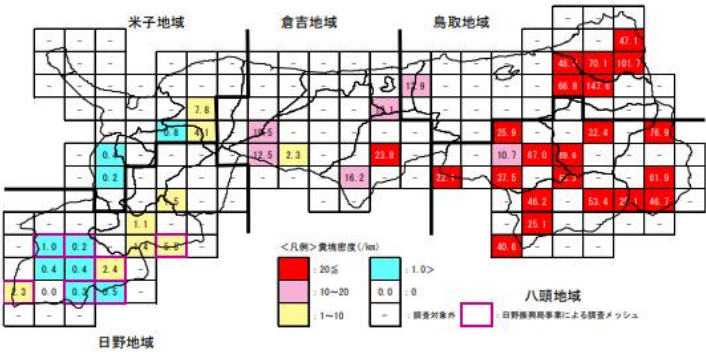


図 7-3 メッシュ別糞塊密度調査結果 (令和2年度)

表 3 生息状況 (令和元年度)

区分	東部 (鳥取・八頭地域)	中西部 (倉吉・米子・日野地域)
SPUE (目撃総数/出猟人日数)	0.56	0.13
糞塊密度 糞塊/km	42.86	5.08
推定増加率 (90%信用区間)	1.172 (1.044 ~ 1.302)	1.276 (1.095 ~ 1.376)
推定増加個体数 (90%信用区間)	8,213頭 (2,346頭 ~ 15,397頭)	819頭 (318頭 ~ 1,520頭)
推定個体数 (90%信用区間)	48,351頭 (27,723頭 ~ 93,031頭)	3,019頭 (1,571頭 ~ 5,981頭)

※県全域の個体数中央値と東部と中西部の推定個体数中央値の合計は一致しない。

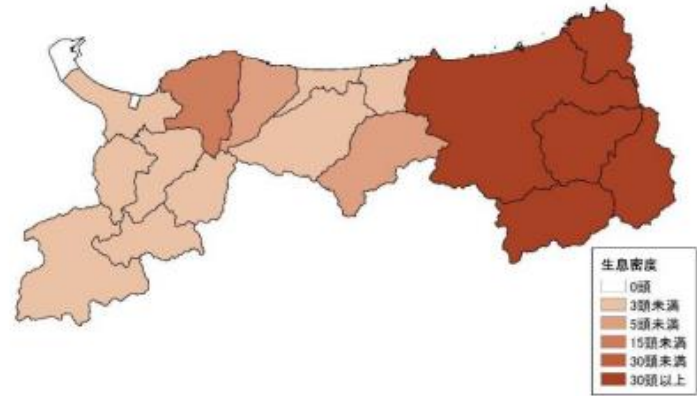


図 1 4 市町村別の推定生息密度 (頭/km2) (令和元年度中央値)

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)

(オ) 捕獲状況

a. 捕獲の推移

シカが捕獲された最初の記録は昭和 27 年であり、昭和 50 年代までは稀に狩猟により捕獲されることがあった。昭和 55 年度には狩猟による捕獲頭数が 10 頭を超え、その後増減を繰り返しながら平成 19 年度以降捕獲が急増して平成 22 年度には 3,738 頭、令和 2 年度には 10,294 頭が捕獲されている。

許可捕獲による捕獲数は、平成 5 年度に初めて 8 頭が捕獲されて以降増減を繰り返しながら令和 2 年度には過去最高の 7,454 頭が捕獲され、捕獲に占める許可捕獲の割合は、平成 15 年度までは 20%以下であったが、令和 2 年度は 72%を占め、許可捕獲の割合が年々高くなっている。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業を平成 27 年度は県東部の県境付近の奥山において、平成 28 年度からは県中部、平成 30 年度からは県西部の県境付近の奥山に区域を広げて捕獲を実施し、令和 2 年度の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲頭数は 2,321 頭で全捕獲頭数の 23%を占めている。

狩猟による捕獲は、平成 22 年度には 1,707 頭であったが、年々減少し、令和 2 年度は 519 頭、捕獲割合は 5%となっている(図 1 5、表 4)。

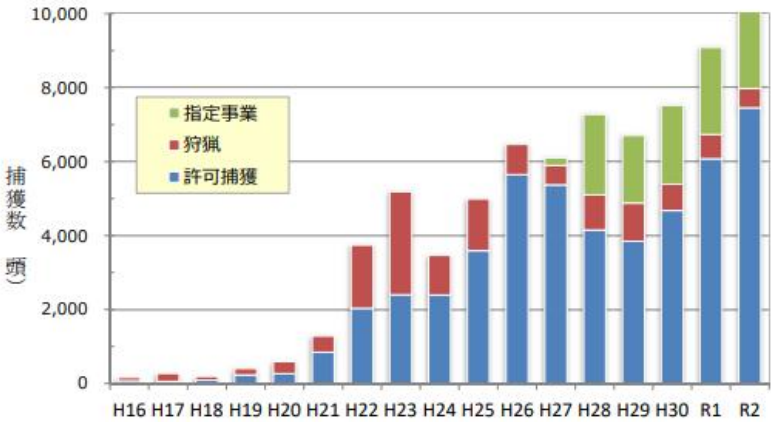


図 1 5 シカ捕獲数の推移

表 4 年度別シカ捕獲数

(単位: 頭)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
狩猟	88	216	97	173	328	435	1,707	2,785	1,076
有害捕獲	71	53	90	231	263	845	2,031	2,398	2,390
指定事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	159	269	187	404	591	1,280	3,738	5,183	3,466

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	1,404	822	528	951	1,034	712	659	519
有害捕獲	3,587	5,646	5,370	4,149	3,846	4,676	6,076	7,454
指定事業	—	—	199	2,174	1,827	2,131	2,351	2,321
計	4,991	6,468	6,097	7,274	6,707	7,519	9,086	10,294

(ウ) 森林生態系への影響

シカ生息密度の増加により、森林植生への影響や林床植生の劣化による土壌の流出が懸念されている。八頭地域、特に若桜町での森林植生の衰退が深刻となっており、中西部でも影響が見られ始めている(図 1 7)。ササ等の下層植生の被害が進み氷ノ山後山那岐山国定公園特別地域等では林床が裸地化しているところも目立つようになった(写真 1)。また、近年、大山隠岐国立公園においても希少植物の被害発生の恐れが高まっている。

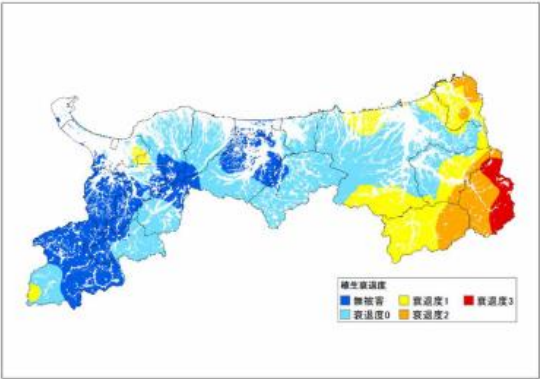


図 1 7 植生衰退度の空間補間図

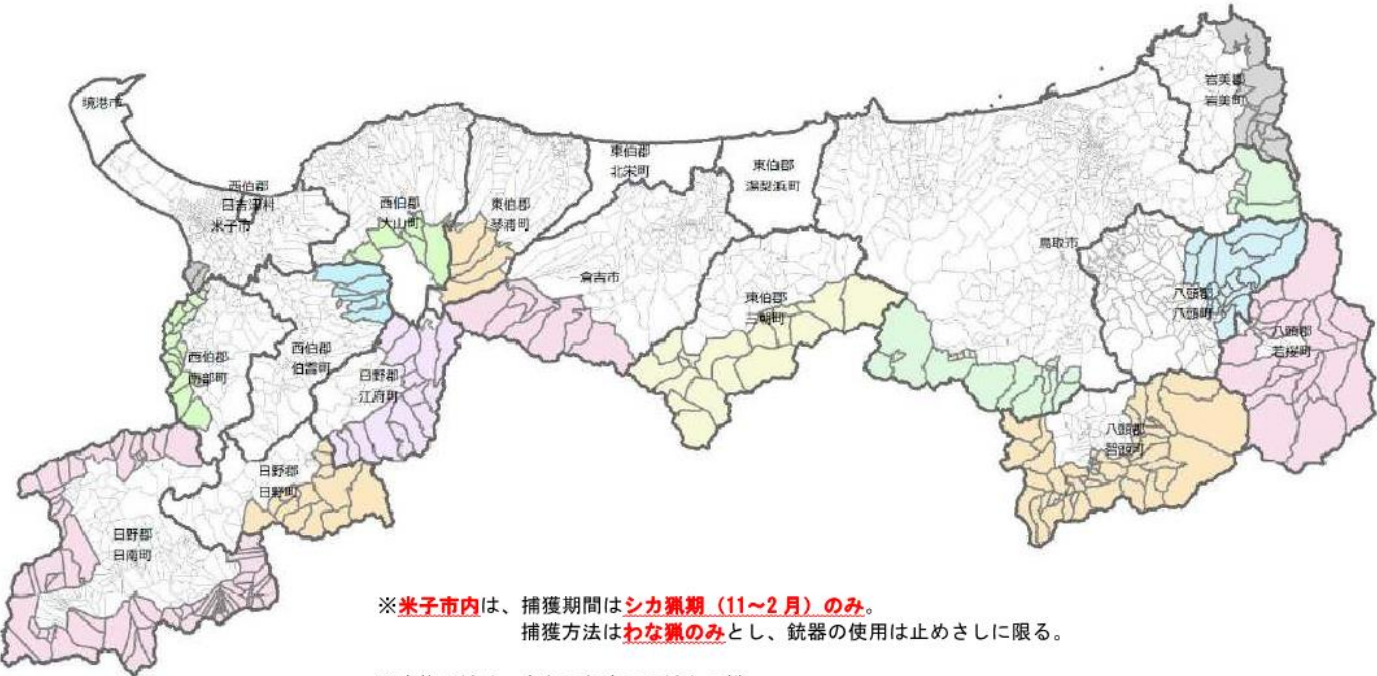
令和 2 年度の調査結果を IDW 法で空間補間し、衰退度に応じた色分けを行った。



写真 1 氷ノ山後山那岐山国定公園内第二種特別地域
写真は電気柵で被害から守られているサンカヨウ群落。柵の外側は植生が乏しい。

指定管理鳥獣捕獲等事業
鳥取県では、県境域の奥山での捕獲を広域で実施。
R4年度には、大山鳥獣保護区の一部を追加。

令和6年度 指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等事業 実施区域図
（県全域の主に県境に接する大字等区域 ※着色部）



※**米子市内**は、捕獲期間は**シカ猟期（11～2月）のみ**。
捕獲方法は**わな猟のみ**とし、銃器の使用は止めさしに限る。

※実施区域は、令和5年度の区域と同様

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町名	選定理由	他法令等
県東部区域	鳥取市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	県東部の1市4町は、本県のシカ生息域の中心となっており、農林業被害のみならず生態系被害も顕著となっているが、主に里山で行う有害鳥獣捕獲のみでは、シカの主な生息域である奥山（県境域）での捕獲は十分に行えない。このため、本事業により奥山での捕獲を強化し、シカ個体数の抑制・減少を図ることとする。	・他法令等による規制区域（鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、国立公園・国定公園、自然環境保全地域、国有林・官庁造林地） ・各市町の鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域
	倉吉市 三朝町 琴浦町		
県西部区域	米子市 大山町 南部町 伯耆町 江府町 日野町 日南町	県中部・西部区域では、近年、シカの分布拡大や森林植生への影響、農業被害等が確認されており、今後の個体数増加と被害増加が懸念される。このため、中部の1市2町、西部の1市6町の主に県境に接する奥山等において、本事業により捕獲を強化し、シカの分布拡大の防止を図ることとする。 なお、大山においても個体数増加に伴う森林植生への被害が懸念されており、国指定大山鳥獣保護区の一部を区域に含む。	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県東部区域	捕獲数 2,542 頭
県中部区域	
県西部区域	

MEMO
県境域で広域に取り組んでいるため、
国有林内の捕獲実績を把握することは
難しい。

令和4年度には、大山鳥獣保護区の一部が追加された

令和4年度に環境省中国四国環境事務所が以下の事業を実施(報告書は計画課保管)

- ・捕獲結果はイノシシのみ4頭だった。
- ・本事業ではヘイキューブなどの餌による誘引が難しかった。

令和4年度大山隠岐国立公園大山蒜山地域における

ニホンジカ試験捕獲等業務

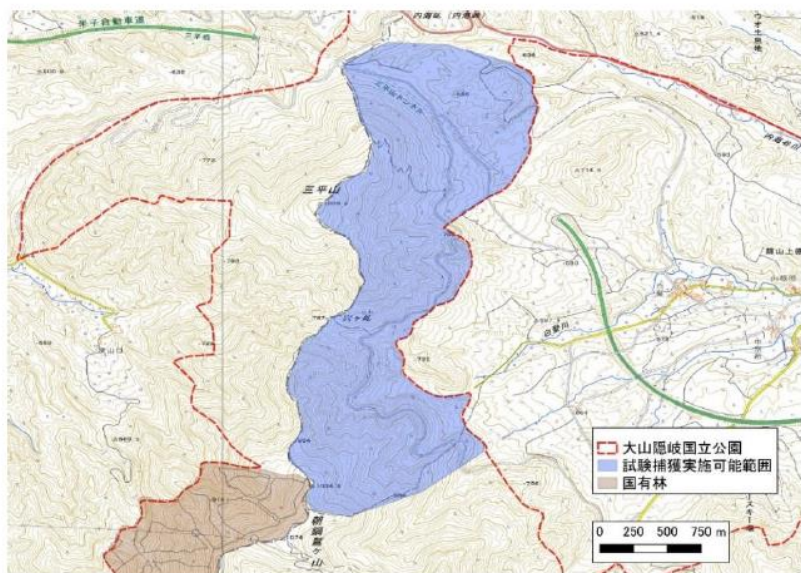


図 11.エリア⑤における試験捕獲実施可能範囲図

ケ. 捕獲結果および捕獲個体の処分

捕獲結果を表8で示す。本業務ではシカの捕獲はなかった。イノシシ4頭が捕獲され、ツキノワグマの錯誤捕獲は発生しなかった。

表 8.捕獲個体

No.	捕獲月日	獣種	わな番号	雌雄	齢
1	10月7日	イノシシ	DS09	メス	成獣
2	10月10日	イノシシ	DS16	メス	成獣
3	10月11日	イノシシ	DS03	メス	成獣
4	10月14日	イノシシ	DS19	メス	幼獣

捕獲した個体は、電気止めさし器にて処分し、写真、捕獲年月日、場所、性別・歳区分等を記録した。殺処分後の個体は赤磐市環境センターにて焼却処分した。



写真 5.捕獲されたイノシシ (10月11日、DS03)